

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用施設等保安規定変更認可申請に係る行政相談
2. 日時: 令和5年8月8日(火)13時30分～13時55分
3. 場所: 原子力規制庁10階会議卓 ※テレビ会議により実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門
立元管理官補佐、本多主任安全審査官、水野係員、瀬尾係員
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所
燃料材料開発部 部長 他1名
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 主査
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料
・日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用施設等保安規定変更認可申請について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	それでは、日本原子力研究開発機構大洗研究所南地区の核燃料物質使用変更、使用施設等保安規定変更認可申請について、
0:00:13	行政相談を開始したいと思いますよろしくお願いします。
0:00:20	それではまず、向こうの方から提出いただいた面談資料に基づきましてご説明の方、よろしくお願いします。
0:00:34	はい。東京松竹、大原座間は久世遠藤式でございます。研究所並木地区の主要施設の保安規定変更認可申請について、資料5にご説明させていただきます。
0:00:51	まず資料をめくりまして、二つページの2ページで本申請の概要ということで、今回ですが大きく2点、申請の中身があります。
0:01:04	一つ目は、(1)の部分ですけども、福島第1原子力発電所の汚染水の分析の追加に関わる変更ということで、前日の5月の19日付で許可をいただきましたので、
0:01:18	この汚染水の追加、大きくは5件物の臨界管理を取り扱えるね、主にここについて、期間の見直しを行いたいと思います。
0:01:31	もう一つは両括弧2となりますが、核燃料物質の使用等が終了せずに関わる変更ということで、こちらはもう一つ前からですね、昨年6月16日の許可時に一井君に関わるいくつか設備を削除しました。こちらについて、衛藤。
0:01:51	もうこの実行を今年度予定しておりますので、あわせて保安規定の方からも削除をしたいと思っております。
0:01:59	そこの二つとなります。具体的に少し変更。
0:02:05	たい部分ですね、次の3ページ以降説明を挙げております。
0:02:11	めくっていただきます。3ページになります。まず一つ目、8日市の国分瀬古先生の目的の追加に関わる変更ということで、まず最初に、第三条の経費ですね、こちらの部分に、
0:02:25	今回、経費を追加したいと思っております。一つを全部つうの、その資料ですね試験目的の生物、こちらについて、まず利益を入れたいと考えております。
0:02:39	もう一つは、20、提言28になりますけども、国分1F燃料デブリについて一部、以前許可を受けたときに追加した情報がございましたがここで1年ほど作りということについて定義として加えたいと思っております。
0:02:57	ここで用語の定義に追加があります。
0:03:01	続いて4ページになります。
0:03:03	41条ですね周辺構築域外運搬の部分で、見物資料の運行に関わるのが記載を見直しという方法で、51条の2項の(1)の中に運行にあたっては、その場合でも臨界に達する起こらないように行うことという条文がある。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:23	まずは、こちらの中で、kgfFMF動いて、汚染物集で試験目的の汚染物の運搬にあたっては以下の場合でも年間笠岡がないように行うこと。
0:03:36	ということで、情報を追加したいと考えております。
0:03:41	続いて、ご教示を。
0:03:45	第 71 条でね、核燃料物質の取り扱い計画と報告の部分を記載になります。こちらはこの 11 条の第 1 の中で、従前です各連合物質については、取扱計画というものを作成しまして、その中でいろいろ、
0:04:04	取り扱い方法を記載して、安全度評価をするという計画発生の条文がありました。ここに今回誓約書FMFの中の添付資料で、
0:04:16	についても同様に計画を立てるという情報を追加したいと思っております。
0:04:21	また第二担当です、観光は計画に対する報告の条文になりますが、こちらと同じように、添付資料についても、計画の後報告取り扱い終了者報告をすると。
0:04:35	道具を追加したいと思っております。
0:04:40	続いて、おかげでございます。第 7 図以上です、核燃料物質の管理になります。
0:04:47	こちら第 1 号は臨界管理のところにありますけども核燃料物質を受けるときには限界管理を行うという部分を国がありました、こちらにおける物についても同様に臨界管理を行うということを追記したいと思います。
0:05:04	また、1 号の両括弧 3 です、についてはデブリの記載、一部燃料デブリの記載がありました、こちらは先ほど
0:05:14	大南寮の定義に改めて入れましたので、少し記載を適正化という事で見直したいと思っております。
0:05:22	第 2 報です、こちらは核燃料物質の盗取障害不具合の場合の施設管理考課者の報告に関する情報になりますが、こちら保健部資料についても同様に講師または当該文が届いた場合は、欠陥評価に報告すると。
0:05:41	全国で同じように取り扱いたいと思っております。
0:05:44	続いて、7 ページになります。
0:05:49	73 号、こちらは臨界管理の増額或いは、こちら特定の部署同様に、第 1 項の方に 19 とFMFにおいて、5 件後の使用保管運搬を行うときは、いかなる場合も臨界に達しないようにすると。
0:06:07	誘導を図るかだと思っております。まず、第 2 項です、2 項は臨界管理にあたって取り扱う区域の話になりますが、こちらの方、同じように、紙資料保管に関わる委員会管理は区域を、
0:06:25	施設の管理を行うということで、条文を追加いたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:31	田端さん方ですね、担当についても同様にこちら施設への計 6 件ありますけども、生物試料を受入れるときは、次の各号に掲げる若干管理方法もあるということで、条文を追加したいと思います。
0:06:50	続いて 8 ページは、
0:06:54	こちらを受けて限界感がまず、引き続きありますが、第 4 項ですね、これは施設毎で、下道ですね、ご家族資料の議論をするときの道具の企画があります。まず久世兄弟温泉に書かれる区域管理で、資料を送るときは委員会管理を行うと。
0:07:14	ということで、今年度についても追加したいと思います。
0:07:18	続いて 9 ページです。
0:07:20	第 77 条に、こちらは 1F 人労デブリの小高付近にデブリの加熱を行うということが安全対策として中活条文になりますが、
0:07:33	今回、汚染水についてご説明を同じように、貫通することがありますので、ちょっと業務部のタイトルも含めて見直しをかけまして、デブリとあと 5 ページ目の生物試料でそれが明瞭な形でちょっと情報変更作業方法よりも、
0:07:53	変わるとしては、核燃料物質待鳥部門及び岡口資料の改正の改革という部分で、74 の中身としては、燃料試験課長及び消防隊試験課長が、核燃料物質及び保健物資料も、
0:08:12	資料調製分析資料上は使う部署において用意するため、当時監視を構えて、赤に踏まえた消火剤の会長の安全を確保するというので、
0:08:23	安全改革の記載についてをしたいというふうに考えておりますし、
0:08:31	上で、10 ページになりますと第 70 号増、こちらは昨年度物資の保管の条文があります。こちらの方 75 条の第 1 項ですね。
0:08:42	はく燃料物質は消防施設で統合するということですがでも汚染物資料についても保管する場合は、消防施設において行うということで追加をしたいと思います。
0:08:54	また第 2 項ですね、核燃料物質については核燃上部取り扱いに関する管理基準に基づいて障防法記録を作るなりましたが、こちらも同様に、添付資料についても上部記録。
0:09:10	作成時間にするというので、道具を追加したいと思います。
0:09:16	山田さんをですね、処方している容器の定期点検というのを確認用物については定められておりましたが、同様に、建設資料についても、定期点検の記載を追加しております。
0:09:30	続いて、11 ページに 5 分って止めるようになります。
0:09:34	ちょうど 39 年間保険使用料の損をしていることで、こちらは他で年間の税収についても、このような形で注釈を入れて、高井ほかを象徴しましたので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:47	同様な形で、年間予定してあるところに注釈として、米を入れまして、表の下部ですわ、23として、核燃料物質等に関する年間検証量を含むということで汚染物も含める形での年間予定支援が記載。
0:10:03	いうふうに再度思います。
0:10:08	続いて、12 ページ目、こちらは今のペットが多いことはFMF5 年間使用予定量の記載があります。同じような形でここに来た形で入れ込んでおります。
0:10:23	それで 13 ページです。上が 49 年度発足扱い制限をお直します。こちらは(1)の 19(2)は役員グループありますが、こちらでも評価の中で、床屋再生原料の表がありますが、
0:10:40	同じような形でですね注釈を入れまして評価後に、中で全国 14Fの薬注 3として、埋設物の形で、核燃料物質等ということで読めるような形に記載をお願いしたいと思います。
0:10:58	続いて 14 ページ、ここからは字句の前もワードとかですね、6 月 16 日とかに伴う記載の見直しになります。
0:11:12	まず第 54 条へ液体廃棄物の要件の背景労務のリーマックスが、Hm法が、廃液処理装置統合についてつくばから確保しておりますので、今回第 54 条の 3 項に廃液処理公共用いる処理の記載があります。こちらを削除したいと思います。
0:11:35	続いて 15 ページ、第 56 条。
0:11:39	家城さんの理事会廃棄物の廃棄ということで、こちらについても、56 条第 4 項に、廃液処理装置の記載がありますので、同様に削除したいと思います。
0:11:54	上で 15 ページ、第 57 条になります。こちらでも液処理装置による液体廃棄物の廃棄という、条文がありますが、第 1 項に、燃料試験課長がということで、廃液処理早朝について毎回処理するという記載がありました。
0:12:12	こちらでも分が 1 個狂って確認をしたいと思います。それに伴って第 2 項第 1 項に映像あげるっていう形で、記載を直したいと思います。
0:12:24	続いて 17 ページ、第 1 になります。
0:12:28	戸部業務課に巡視点検を行う対象設備が第 2 弾の部分ですね、書かれていますが、JFの廃液処理装置がなくなりますので、評価一覧の表(1)、照射燃料試験施設の試薬の場合も、第 1 弾ですね。
0:12:47	ー5(4)を削除したいと思います。それに伴って、防災設備以外の設備というのを第 1 表(4)に記載の適正化や防災情報、
0:12:59	続いて 18 ページになります。
0:13:03	別表が 30 億ですね、統括及び普通警報設定値の方になります。こちらの両括弧 1 軸の中で、ナンバー

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:15	N2 ボックスナンバー11 号報告数、ナンバー16 号炉ボックスについては 6 月 6 日を削除してますので、説明をすべて削除したいと思います。
0:13:30	続いて、5 ページになりますが 19 ページですね、結果が 41-14 にあります。こちらについて藤小学校はほぼですね昼食内容にですね、こちらは廃液処理工事について注釈がついているんですけども、全部の改修工事を確保しますので、
0:13:50	今回、注釈のところ、ページの記載を削除したいと思います。
0:13:56	この規定については以上となります。
0:14:24	確認します。横倉。
0:14:29	規制庁の本田さんご説明ありがとうございます。
0:14:33	今回の変更予定で、その定義の部分ちょっと注目すると、まず今、強化ではもうすでに核燃料物質等っていう定義。
0:14:45	核燃料室長とはこんなもんですこんなもんですっていう。
0:14:48	定義があって今回
0:14:51	汚染物質とはこういうものです。1Fデブリとはこういうものですっていうふうに定義づけして簡単にと三つのカテゴリーっていうか変です三つも、
0:15:03	ものが大原家の中では、
0:15:07	保安規定上においてね、取り扱われるんですねちゅうことがわかるんですけど。
0:15:14	それとちょっとこれは今年の審査の中で確認させていただきたいなと思って来たんだけど。
0:15:22	例えばその 71 条、
0:15:25	とか、
0:15:26	あと、
0:15:28	ポーラス。
0:15:32	法 75 条のところに直感的に今回のその汚染物質っていうのを特出して例えば臨界管理しますとか、計画を立てます。
0:15:49	使用の計画を立てますっていうふうになっているのは、つまり、今、最初に言った三つの過程、三つの定義のどっかに入るものなんじゃないかなと思ってて思いました。
0:16:03	こういう固執し確認したいなと思ってんですけど、そこはこうだから、核燃料物質等には入らないものだから、あえてとこ出して、
0:16:14	生物試料についてはちゃんと計画立てます。
0:16:18	汚染物質はこういうところに貯蔵しますっていうふうなことを保安規定上で、規定するんですと、そういうことになるんでしょうか。
0:16:31	原子力機構阿久津でございます。当間、両方の経費につきましてはおっしゃる通りで、核燃料物質等という、そもそも現状、当委員会の中で混乱しておりますの

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	で、衛藤今回の南野評価、半期につきましては、施設管理者とこって全体にかかった。
0:16:51	工場の工程でマネージングを出した道具の構成にあまりなっていないというのがありますし、衛藤生物試料というものについては確認紛失というのはすべて広井広井ですね核燃料物質等の生物にも顔をさしていると、いろいろなまして、
0:17:10	店頭確認ROVスプレイを手嶋宇都柳生と、試験をしない、見物もすべて対象になってしまうということで、あえて汚染物資料というのを、もう一つ、試験目的のためだけの要件物という部分の一つ作ったと。
0:17:29	はい。整理になっております。なので、通常は確認、まず本件の中では薄燃料物に対してあくまでも保管とか製造委員会とか記載をされてましたら、
0:17:44	核燃料物同様に扱うという意味で、条文としてしかもこれはkgfとゲーム区だけが、補填物。
0:17:51	若井総合した試験を行うということがもう藤主務が民間施設管理さんも含めまして、現在の江上地区の方はしてしまうので、GMOに加えてということで、ちょっとプラスする形で、
0:18:06	基本的に追記をする方式に合うところをわかりやすいという意味を込めて、筒井式の形で期待をしております。
0:18:16	規制庁の郷です。わかりました。荒戸。
0:18:20	今ちょっとご説明いただいたことは、いずれ申請されてね、申請されたその申請後に、
0:18:27	今度は審査のプロセスの中で、
0:18:30	あとまた、
0:18:31	改めてご説明いただきたいなというふうに思ってますんでちょっとそこだけ。
0:18:37	ご承知おきいただければと思いますけど。
0:18:40	はい、了解いたしました。はい。
0:18:49	それとあと革新性の削除の方の説明で14ページ、15ページ、16ページ、ほぼ1なんだけど、ここはもう、このね、枠の外の赤字のところ。
0:19:05	こう話なんだけど、もうちょっとこう、今日のね、ご説明を。
0:19:11	後、口頭でおっしゃってくださった御説明を、この赤字のところに落とすとすると、廃液処理装置の使用終了に伴い、解体。
0:19:23	供する設備として、許可から削除したので、この保安規定から戻しますよと、そういうのは正しいという河成確立ということで、いうことでいいですか。ちょっと細かいですけども。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:37	はい。江崎河野アクト、これから通りです。前々回とかですね、伴って、実際に今回設計を今後していきますので、この前に保安規定からこちらが処理をしたのです。
0:19:53	うん。ていうのはちょっと中で説明する際にちょっと必要数量に伴い、記載削除っていうと我々知ってるからいいんだけど。
0:20:04	知らない人に対しては何で終了したから記載削除するんだっていうこう。
0:20:08	というような突っ込みがあるかなと思ってちょっと確認させていただいた次第です。すみませんありがとうございますそれと、
0:20:16	解体撤去ってのは今、状況としてはもう変え撤去中なのか或いは今その計画作業中なのか、するとどう、どういうフェーズになるんですか。
0:20:27	原子力機構の阿久津です。現在解体実行の準備を進めてるところでして、まだほぼは撤去されてない状況にあります。はい。はい。これから障害確認申請も含めて、この後進めていこうと思われます。
0:20:42	規制庁の方ですわかりました。
0:20:45	だけどもそのまま使用終了したのは間違いないんで強化から落としてますから、保安規定からも削除しますとそういう
0:20:53	流れというか整理ですかね。
0:20:56	1本アクトご理解の方に、はいありがとうございます。
0:21:37	ほぼDの勝又です。島野衛藤撤去のお話でもう一つだけ聞きたいんですけど、今撤去の準備中なんですっていうところで、今後、保安規定の変更認可申請が出されて、衛藤。
0:21:53	該当部分が削除されるっていうことなんですけど。
0:21:56	実際に削除されるのは、
0:22:00	今日完了後2削除された保安規定っていうのはさ、施行されるものになるんですか。
0:22:09	結論、機構の奥津です。藤健松井他の順番ですと、本規定の申請をした後に、実際の部分を結構を終えまして、
0:22:19	障害確認ですね、を受けて、確認書の受領をもってこれに幸田さん規定を施行するっていうような流れで考えておりますので、ご報告させて初めて公開を申請する保安規定の運用に入っていくという形を考えております。
0:22:37	了解しました。申請を先にしておいて、撤去が完了して使用前確認が終わった段階で、施行されるというところで理解しましてありがとうございます。
0:22:48	ここで、前段の方ですかね、一井Fの関係でのっていうところで、これも審査の段階で確認できればいいとは思ってるんですけど。
0:23:00	一方、石毛君も変えようとしているところが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:10	9 ページ目ですか、第 74 条の方を、
0:23:14	1F燃料デブリの過熱って言ってたものに、生物試料を加えた形、核燃料物質(1) 不燃料デブリを含む及び汚染物っていうふうに変更しようとしていると言っている一方で、
0:23:30	簡単に言えば、そのあとの 75 条とかの核燃料物質の保管っていうのは、
0:23:36	核燃料物質だけになっていて、汚染物試料を入れていかないと、そこら辺の皿の考え方ってのは多分審査の場で聞くことになるかと思うので、対象はこう増えて条文の中に、
0:23:51	対象は増えてんだけど、その条文の名称ですか、%変えるべきなのか変えなくていいのかっていうところも整備しておいていただければと思います。以上です。
0:24:04	石垣河野布施セオ赤字部分については了解いたしました木造の再定義した上で、最終的に申請の効果っていうのがいってご説明いただきたいと思います。
0:24:14	はい、三番。
0:24:31	規制庁の三澤ですとこちらから確認したらいいか、確認等させていただきたいなど。以上なんですけれども、以降の方から何かございますでしょうか。
0:24:44	上げ 10 本アクセスこちらから特にありません。
0:24:56	それでは特にない規制庁の部分、特にないようであれば、これに関係者の方の行政相談を終わりたいと思います。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。